



内閣總理大臣米内光政外十一名外國勳章
記章受領及佩用ノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和十五年二月二十七日

内閣總理大臣米内光政



内

閣

196

賞勳局令第 六五 號

内閣 勳章 第八

昭和十五年 二月 二十六日 内閣書院



昭和十五年 三月 二十七日 發行
内閣書院 第四

内閣總理大臣 及

賞勳局總裁

獨國 クロスナイトアドレル 勳章 内閣總理 米内 光政

同 上 陸軍中將 板垣 征四郎

同 上 同 上山 脇 正隆

同國 「フェルティンストクロイツ」 勳章 東北帝國大學教授 福井 利吉郎

同國 「エルティンストクロイツ」 勳章 興亞院書記官 朝比奈 策太郎

白國 「シマンドルレオポール」 勳章 興亞院調査官 坂本 龍起

滿洲國 勳四位柱國章 興亞院書記官 矢野 征記

法王廳「コンマンドール・サンシルベール」勲章

稻畑 太郎

多國「コンマンドール・クロノス」勲章 陸軍歩兵中佐

重安 穉之助

同國「オフェシエ・レフラン」勲章 陸軍歩兵少佐

齋藤 鐘三

英國 皇帝皇后兩陛下戴冠記念章 海軍中佐

竹内 馨

同 上

竹内 つる

右内閣總理大臣米内光政外十一名ヨリ頭書

ノ外國勲章記章受領及佩用ノ儀別紙

ノ通願出候條御允許相成可然哉此段

允裁ヲ仰ク

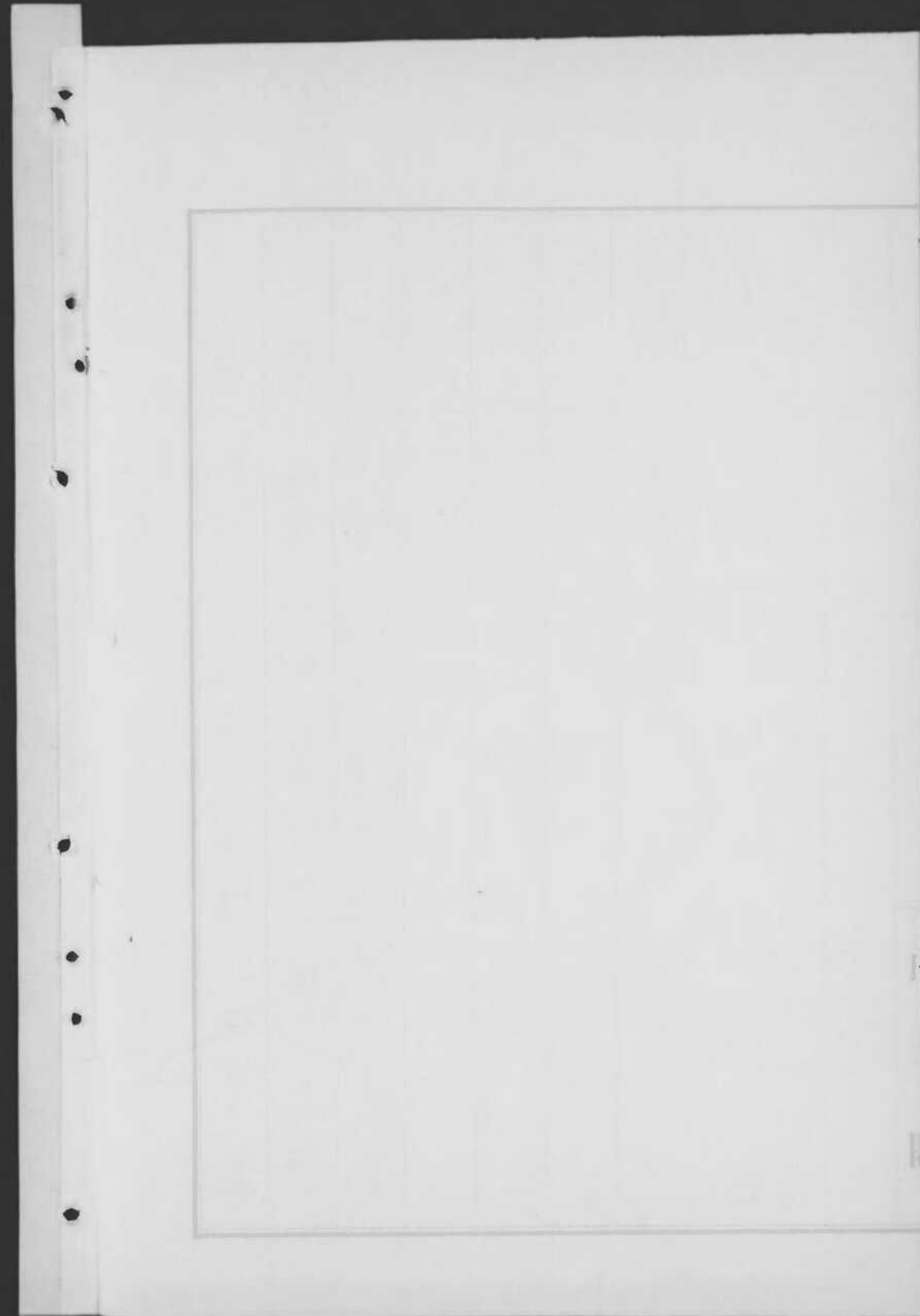
追テ右ノ内板垣征四郎外五名ニ對スル

分ハ勲記章記無之候得共陸軍大臣

或ハ海軍大臣ノ證明書相添願出

候條特ニ御允許相成候様致度

此段副申ス



裏面白紙

外國勳章受領及佩用願

米 内 光 政 備

今般獨逸國政府ヨリ「グロースクロイツ、アードレル」勳章
贈與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允許被成下度別紙供關物付目錄相添へ
此段奉願候也

昭和十五年二月十九日

東京市麹町区三年町一
内閣總理大臣

正三位勳一等功四級

米 内 光 政 備

賞勳局總長 下 條 康 廣 殿



供関物件目録

- 一、勳章 (グロースクロイツ、アードレル) 壹組
- 一、勳記 (同上) 壹通
- 一、勳記譯文 壹通
- 一、受勳事由書 壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和十五年二月十九日

米内光政

裏面白紙

勳記譯文

獨逸國ノ名ニ於テ海軍大臣海軍大將米内光政殿ニ對シ獨逸國「グロース
クロイツ、アードレル」勳章ヲ贈與ス

一九三九年七月十一日於伯林

獨逸國宰相 アドルフ、ヒットラー

賞勳局長 マイスナー

201

受勳事由書

日獨防共協定ニ關スル功績ニ依リ贈與セラル

昭和十五年二月十九日

米内光政

(大内)

裏面白紙

めくれず

裏面白紙

外國勳章受領及佩用願

板垣征四郎



今般獨逸國政府ヨリ「グロース、クロイツ、アードレル」勳章
與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允許被成下度別紙供閱物件目録相
添へ此段奉願候也

昭和十五年二月十日

現住所 目下出征中

陸軍中將從三位勳一等功三級 板垣征四郎



賞勳局總裁 下條康麿殿

めくれず

裏面白紙

供 閱 物 件 目 録

一、勳章（グロース、クロイツ、アードレル）

壹 組

一、陸軍大臣證明書

壹 通

一、受勳事由書

壹 通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和十五年二月十日

板垣征四郎



めくれず

裏面白紙

勳外第一三四號

證明書

陸軍中將

板垣征四郎

今般獨逸國政府ヨリ左記勳章ヲ贈與セラレタルコトヲ證明ス

昭和十四年十二月廿七日

陸軍大臣

畑

俊

六

左記

「グロース・クロイツ・アードレル勳章」



陸軍

205

受勳事由書

曩ニ陸軍大臣トシテ在職中日獨兩軍部間ノ親善上ニ關與シタル
ニ依ルナラント思料ス

板垣征四郎



裏面白紙

206

めくれず

外國勳章受領及佩用願

山脇正隆 啓



今般獨逸國政府ヨリ「グロース・クロイツ、アードレル」勳章贈
與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允許被成下度別紙供開物件目錄相
添へ此段奉願候也

昭和十五年二月十日

現住所 目下出征中

陸軍中將正四位勳二等 山脇正隆



賞勳局總裁 下條康磨 殿

207

供 関 物 件 目 録

- 一、勳章（グロース、クロイツ、アードレル） 壹組
- 一、陸軍大臣證明書 壹通
- 一、受勳事由書 壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和十五年二月十日

山 脇 正



めくれず

裏面白紙

勅外第一三四號

證明書

陸軍中將 山 脇 正 隆

今般獨逸國政府ヨリ左記勳章ヲ贈與セラレタルコトヲ證明ス

昭和十四年十二月廿七日

陸軍大臣 畑 俊 六

左記

グロース・クロイツ・アードレル勳章



陸軍

209

受勅事由書

曩ニ陸軍次官トシテ在職中日獨兩軍部間ノ親善上ニ關與シタル
ニ依ルナラント思料ス

山 脇 正 隆



めくられず

外國勳章受領及佩用願

福井利吉郎儀



今般獨逸國政府ヨリ「フエルデー」ニスト多イツ・ミット、
デム・シニテルン、アードレルト、勳章贈與相成候ニ付
受領及佩用ノ儀御允許被成下度別紙添附物件目錄
相添此段奉願候也

昭和五年二月廿四日

仙臺至中東ニ寄リ、計拾五書也

東北帝國大學教授兼文部省勳章

福井利吉郎

勳章受領及佩用願

めくれず

供聞物件目録

- 一、勲章 (ワルター・シュトクイット・ミット・デム・シテレン・アドレル) 巻組
- 一、勲記 (日) 上 巻通
- 一、勲記 譯文 巻通
- 一、受勲事由書 巻通
- 大受領及佩用允許相願候旨 差出候也

昭和十五年五月廿五日

福井利吉郎

勲記譯文

獨逸國ノ名ニ於テフエル、ドイツ、ノイツ、ミット、テム、シユ
テムン、アードレルニ勲章ヲ大湊教授福井利吉郎氏ニ授與ス
佈林一千九百三十九年九月十三日

獨逸國總統

アドルフ、ヒトラー (白著)

リッペントロフ (白著)

マイスナー (白著)

めくれず

受勲事由書

昭和四年十月五日附獨逸國大使「オクゲン、オット氏
より」福井利太郎宛書簡ニ「独逸國總統、返般大
成功裡ニ閣僚致カレ候伯林日本古美術展覽會ニ對
スル貴下ノ御功績ニ酬スル為メ貴下ニ對シ「フェルダイ
ンストクワイツ、ミット、デム、シユテルン、アードレル」勲章ヲ授
與致カレ候」ト有之之レハ官カ右辰龍會日ニ同スル
日本側並ニ獨逸側ノ實行委員ノ一人トシテ微力ヲ致シ
タルニ依ルモノト被存候

福井利太郎

外國勳章受領及佩用願

朝比奈策太郎儀

今般獨逸國政府ヨリ「フェルディナインストククロイツ」
テル、シュツーフエ、アードレル勳章
贈與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允許被成下
度別紙供閱物件目錄相添此段奉願候也

昭和十五年二月一日

北京興亞院華北連絡部

興亞院書記官 從五位勳五等 朝比奈策太郎

賞勳局總裁 下條康磨殿

供閱物件目録

- 一、勳章 フルディンストクワイツ、エルステルシュツェアト 壹個
- 一、勳記 (同) 上) 壹通
- 一、勳記譯文 壹通
- 一、受勳事由書 壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和十五年二月一日

朝比奈策太郎

勳記譯文

獨逸國ノ名ニ於テ余ハ

文部書記官 朝比奈策太郎氏ニ

フエルデイーンストクロイツ、エルステル、

シエツーフエ、アードレル 勳章

ヲ授與ス

伯林 七月四日 一九三九年

獨逸國宰相 アドルフヒットラー(自署)

賞勳局長官 マイスナー (自署)

國務大臣

訂 正

訂正理由	撮影ミスの為
訂正箇所	直前の / コマ取消 / コマ再撮影
訂正年月日	平成 20年 10月 8日
このフィルムは、上記の理由で取消又は再撮影し訂正しました。	
撮影者	小玉 並樹 (印)
受託責任者	東京都港区西麻布2丁目26番30号 富士フィルム株式会社 (印) 産業機材部長 後藤 佳久 (印)

勳記譯文

獨逸國ノ名ニ於テ余ハ

文部書記官 朝比奈策太郎氏ニ

フエルデインストクロイツ、エルステル、
シエツーフエ、アードレル 勳章

ヲ授與ス

伯林 七月四日 一九三九年

獨逸國宰相 アドルフ ヒットラー (自署)

賞勳局長官 マイスナー (自署)

國務大臣

裏面白紙

受勳事由書

文部省在勤中昭和十三年ニ行ハレタル
日獨青少年交驩ノ功績ニ依ル

朝比奈策太郎

外國勳章受領及佩用願

坂本龍起儀

今般白耳義國皇帝陛下ヨリコマンドル、レオポール勳章贈與相成候ニ付
受領及佩用儀御允許被成下度別紙供閱物件
目錄相添此段奉願候

昭和十五年二月九日

興亞院華北連絡部

興亞院調査官正五位勳三等 坂本龍起

賞勳局總裁 下條康磨 殿



219

供閱物件目録

- 一、勳章(コマンドル・レオポール) 壹個
- 一、勳記(同上) 壹通
- 一、勳記譯文 壹通
- 一、受勳事由書 壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和十五年二月九日

坂本龍起

勅記 譯文

白耳義國王「レオポール」三世ハ前「ブラッセル」日本大使館參事官
坂本龍起氏ニ對スル厚意ノ特別ノ證トシテ

朕カ總理大臣外務大臣兼貿易大臣ノ提議ニ基キ左ノ如ク規定セリ

第一條 坂本龍起氏ハ「レオポール」勅章ノ「コンマンドール」ニ任

セラル

第二條 同氏ハ本月ヨリ右勅位中ニ列セラレ

第三條 總理大臣外務大臣兼貿易大臣ハ本勅章一行政ヲ掌ルヲ以

テ本勅令ノ施行ヲ命セラレ

一九三九年六月三日

「ブラッセル」ニ於テ

レオポール（自署）

めくれず

副書
兼 總理大臣
兼 外務大臣
兼 貿易大臣

ユベールピエルロ (自署)

受勳事由書

大日本帝國大使館參事官トシテ白耳義國「ブラッセル」ニ駐在中
ノ功績ニ依ル

坂本龍起

Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in vertical columns and is too light to transcribe accurately.

外國勳章受領及佩用願

矢野征記

今般滿洲國皇帝陛下ヨリ勳四位桂國章
贈與相成候ニ付受領及佩用儀御允許
被成下度別紙供閱物件目錄相添此段
奉願候也

昭和十五年二月一日

東京市澁谷区全玉町六九

興亞院書記官從五位勳二等矢野征記

賞勳局總裁下條康磨殿



寫

供閱物件目錄

- 一 勳章 (勳四位柱國章) 壹個
- 一 勳記 (同) 上) 壹通
- 一 勳記寫 (同) 上) 壹通
- 一 受勳事由書 壹通

右受領及佩用允許相願候三付差出候也

昭和十五年二月一日

矢野征記

寫

奉

天承運大滿洲帝國皇帝茲褒賞

矢野征記

叙勲四位錫桂國章彰其功
勤使得享此禮遇

康徳四年五月二日

國務總理大臣勲一位張景惠

右狀編列四第四〇〇號
註記勲冊訖

恩賞局長勲二位藤山一雄

受勲事由書

康徳二年八月二十七日ヨリ同四年八月
四日迄外交部理事官トシテ外交
上ノ功績ニ依ル

矢野征記

外國勳章受領及佩用願

稲畑太郎儀



今般羅馬法王臺下ヨリ「コンマンドール・カン
シルバストル」勳章贈與相成候ニ附受領及佩用
儀御允許被成下度別紙供閱物件目錄相添
此段奉願候也

昭和十五年二月十四日

現住所大阪市南區順慶町通貳丁目五拾壹番地

株式會社稲畑商店社長

稲畑太郎

賞勳局總裁 下條康磨殿

供閱物件目録

- 一、勲章 (コンマンドール、サン、シルベストル) 壹個
- 一、勲記 (同) 壹通
- 一、勲記譯文 壹通

一、受勲事由書

壹通

右受領及佩用允許相願候ニ附差出候也

昭和十五年二月十四日

稲畑太郎

勲記譯文

法王^レヒオ^レ十一世

愛子ニ敬意ト使徒的祝福ヲ送ル

日本駐劄法王使節ヨリ卿が東京加特力大學(上智大學)ニ對シ顯著ナル貢獻ヲ致サレタル趣ノ具申ニ接シタリ 余ハ卿ノ功勞ニ報エル為メ本書ニ依リ卿ヲ大聖「サン、シルベストル」法王、「コンマンドル」勲士トナシ以テ同勲士ノ光榮アル列ニ加ハルコトヲ准ス

故ニ同勲士ノ位階ニ屬スル特殊ノ制服ヲ着用シ八角型ニシテ中央ニ「サン、シルベストル」法王ノ聖像ヲ顯セル金

十字章ヲ佩ハシム

此金十字章ハ緋黒色ノ條ヲ有スル絹綬ヲ以テ頭ニ懸ルモノトス

制服ノ着用法及ビ金十字章ノ佩用法ハ誤ナキ様茲ニ圖解ヲ交附セシム

一千九百三十九年則チ余ノ即位第十七年一月二十三日羅馬聖「ベトロ」宮ニ於テ之ヲ作成シ法王璽ヲ鈴ス

國務聖省長官

パチエリ

副署

愛子稻畑太郎殿

受勲事由書

勲記々載、如ク東京加特力大學（上智大學）ノ事業トシテ兵庫縣六甲中學ノ創設ニ附功勞顯著ナリト認めラレタルニヨリ贈與セララル

稲畑太郎

外國勳章受領及備用願

重安 稔之助 傳



今般「タイ」國皇帝陛下ヨリ「コンマンドール・クローロンヌ」勳章
贈與相成候ニ付受領及備用ノ條御允許被成下度別紙伊關物付目録相
添此段奉願候也

昭和十五年二月一日

現住所 東京市世田谷區成城六百番地

陸軍歩兵中佐 正六位 勳四等 重安 稔之助



賞勳局 稔我 下 條 康 磨 殿

供 附 物 件 目 録

一、勳章 「コンマンドール・タクロンヌ」

壹 個

一、陸軍大臣證明書

壹 通

一、受勳事由書

壹 通

右受勳及備用允許相願候ニ付差出候也

昭和十五年二月一日

重 安 穰 之 助



証明書

陸軍歩兵中佐重吉権之助

今般「タイ」國皇帝陛下ヨリ左記勲章ヲ贈

典セラレタルコトヲ証明ス

昭和十五年一月三十一日

陸軍大臣 畑 俊六



左記

コンマンドール・クロンヌ勲章

陸

軍

レノコトニテ、コノコトヲシテ、

陸軍大臣 殿

昭和十年 一月 三日

陸軍省 陸軍部 陸軍大臣 殿

今般々レ國軍部員トシテ、

陸軍部 陸軍大臣 殿



受勳事由書

茲ニ「タイ」國陸軍將校十三名來朝シ我帝國陸軍部ノ研究ニ係ハ
ル事項ニ關シ當時陸軍省軍務局職員トシテ在任中終始幹旋便宜ヲ供
與シ其ノ目的達成ニ貢獻シタル廉ニ依ルナラント思料ス

重 安 禮 之 助



Handwritten text in Japanese, including a date and a signature. The text is very faint and difficult to read.

外 國 勳 章 受 領 及 佩 用 簡

齋 藤 鐘 三



今般「タイ」勳皇帝陛下ヨリ「オフキエー、レレファン、ブラン」勳章贈與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允許被成下度別紙供聞物件目錄
相添此致奉願候也

昭和十五年二月一日

現任所 出征中

陸軍歩兵少佐 正六位勳四等 齋 藤 鐘 三

實 務 局 總 裁 下 條 康 清 殿

供 關 物 件 目 録

- 一、勳章 「オフシエー、レレフアン、プラン」 壹 個
- 二、護照 大臣 證明書 壹 通
- 三、受勳 事 由 書 壹 通

右受領及借用允許相願候ニ付差出候也

昭和十五年二月一日

齋 藤 三 郎

証明書

陸軍歩兵少佐 齋藤 鐘三
今般「クイ」國皇帝陛下ヨリ左記勲章ヲ贈

此レセラレタルコトヲ証明ス

昭和十五年一月廿九日

陸軍大臣 畑 從六



左記

「オ」フキレエー、レレファンガロンニ勲章

陸軍

Vertical text columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is extremely faint and illegible.

裏面白紙

外國記章受領及佩用願

竹内

警儀

今般英吉利國皇帝陛下ヨリ皇帝皇后兩陛下戴冠記念章贈與相成候ニ付
受領及佩用ノ儀御允許被成下度別紙供閱物件目錄相添へ此段奉願候也

昭和十五年二月十九日

東京市世田谷區玉川等々力町三ノ三四八

海軍中佐正六位勳四等 竹内

警



賞勳局總裁 下條 康 磨 殿



239

供閱物件目錄

一、記 章 (英吉利國皇帝皇后兩陛下戴冠式記念章) 壹個

一、海軍大臣 證明書 壹通

一、受章事由書 壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和十五年二月十九日

竹内 察



裏面白紙

240

裏面白紙

證明書

海軍中佐正六位勳四等 竹内 馨

右ハ英吉利國、皇帝陛下ヨリ「皇帝皇后兩陛下戴冠式記念章」ヲ贈與セラレタルコトヲ證明ス

昭和十五年二月十九日

海軍大臣 吉田 善



241

受章事由書

千九百三十七年五月十二日英國皇帝陛下及皇后陛下戴冠式當時ノ加奈陀
在勤帝國公使館附武官トシテ贈與セララル

竹内

馨



裏面白紙

242

裏面白紙

外國記章受領及佩用願

竹内つる儀

今般英吉利國皇帝陛下、皇帝皇后兩陛下戴冠記念章贈與相成候ニ付
受領及佩用ノ儀御允許被成下度別紙供圖物件目錄相添へ此段奉願儀也

昭和十五年二月十九日

東京市世田谷區玉川等々力町三ノ三四八

竹内つる

實務局總裁 下條 康 殿



243

裏面白紙

供圖物件目錄

一、配章 (英吉利國皇帝皇后兩陛下戴冠式記念章) 壹個

一、海軍大臣 證明書 壹通

一、受章事由書 壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和十五年二月十九日

竹内つる

裏面白紙

證 明 書

海軍中佐正六位勳四等
竹 内 馨 妻 竹 内 つ る

右ハ英吉利國皇帝陛下ヨリ「皇帝皇后兩陛下戴冠式記念章」ヲ贈與セラ
レタルコトヲ證明ス

昭和十五年二月十九日

海軍大臣 吉 田 善 吾



裏面白紙

受章事由書

千九百三十七年五月十二日英國皇帝陛下及皇后陛下戴冠式當時ノ加奈陀
在勤帝國公使館附武官竹内馨妻トシテ贈與セララル

竹内つる

